

第14回多摩市自治推進委員会 要点記録

平成24年8月22日(水) 18:30~20:30

多摩市役所3階 特別会議室

出席者：山内委員長、金副委員長、加藤委員、今委員、柴田委員、中山委員

事務局：企画政策部長、企画課長、企画調整担当主査、企画調整担当主事

審議：住民投票条例について

委員長 前回は、市長にもご出席いただき、住民投票制度に関する現在の市長の考えを伺いながら意見交換をした。前回欠席された委員もいるため、事務局から前回の議論についてまとめた要点を説明していただきたい。

事務局 (資料にもとづき前回の論点について説明)

委員長 前回の議論について、欠席された委員からご意見があれば伺いたい。

委員 市長との意見交換の中で、重要な論点が二つあった。一つは、まちづくりに真剣な思いを持った市民がどれだけいるかが今後の自治体の在り方として一つのものさしになるという認識を、市長が持っているということが喜ばしいことだと思った。私も、市民がいかに市政に関心を持って参加するかに尽きると考える。二つ目は、加藤委員がおっしゃったように、住民投票条例については制定するというだけでなく、市民の関心を高めるツールにする事が重要である。制定されるかどうかは別として、市民に関心を持ってもらうような施策を、市民と行政が一体となって考え行っていくことが大切と考える。議会と行政と市民が真剣に話し合う場を設けて、制定に向けて行動していくべきである。例えば、市長が各地区で説明会を行うような能動的な施策で市民の関心を高めることが必要である。

委員 私も同様に、条例を設置することが目的ではなく、それを通して住民自治がどれだけ進んでいくかというところに重点を置いて考えていきたい。また、市長が自分たちのことは自分たちで決めるということを強く訴え続けていくことが重要とおっしゃったが、それをするのは市民であり、その市民をサポートするのが市長や市の役割であると考えます。

委員長 それでは、報告書をまとめる議論へ移っていくが、事務局から報告書の骨組み案を説明いただき議論に入りたい。

事務局 まず、報告書は4章立てで考えている。タイトルは、案として「多摩市における住民投票制度のあり方についての検討報告書」としているが、委員会で議論の上、変更していただいて構わない。章立てについて、まず第1章は「検討の経過」であるが、市長から検討の依頼があったことなど検討にいたった背景と、第7回から13回までの検討の概要をまとめたい。第2章は、報告書の核となる「住民投票制度の必要性と意義」である。ここを報告書の中心としたいと考えている。第3章は、「住民投票制度の個別事項の検討」についてであるが、ここでは、個別の具体的な事項に関する検討の概要をまとめたい。第4章として「終わりに」では、市長に特に伝えたいことを織り交ぜて、自治推進委員会として意見の総括をしていただきたい。執筆については委員長にお願いしたい。各章の内容については、まず第1章「検討の経過」では、検討するきっかけとして阿部市長

が公約の一つに「常設型住民投票条例の制定」を掲げて当選した後、自治推進委員会で市長から住民投票条例について検討の依頼があった。当初は、「コミュニティ自治の推進」の具体策にはどういったものがあるかを議論いただいたが、その後住民投票条例がコミュニティ自治の推進の一つのツールになりうるのではないかとということで調査・研究を進めることとなった。そして、福島原子力発電所の事故以降、反原発の動きで住民投票に関する市民運動が活発化してきた。このようなことを背景として、第7回から13回まで議論してきた検討経過を報告する。第2章「住民投票制度の必要性と意義」では、第7回から13回で出された、必要性と意義についての主な意見をまとめたいと思う。結論では、自治推進委員会として、最終的に多摩市に常設型住民投票制度が必要であるという意見に至ったが、現時点で住民自治に対する意識が高いとは言えないため、条例を検討する段階から多くの市民が参加しながら気運を高めていく必要があると報告する。自治推進委員会で交わされた意見を参考に、今後市において十分議論を尽くしていただきたいということでまとめたい。第3章「住民投票制度の個別事項の検討について」では、各論点のまとめをしたい。まず、「投票結果の取扱いについて」では、拘束型か諮問型かの議論をしていただいた。結論としては、個別の意見を併記するとともに、拘束型の住民投票条例は法に抵触する可能性があるものの、そうした技術的な問題は別として、委員会として出した結果をないがしろにして欲しくない、という素朴な市民感情から、住民投票の結果に一定の拘束力を持たせたいとの結論に至ったことを報告する。「対象事項について」では、どういった案件を住民投票の対象とするかについて、個別の意見を併記するとともに、最終的な結論には至らなかったことを報告する。また、今後他市事例等を参考に検討いただきたいが、対象事項を原則「市政に関わる重要事項」とし、対象外事項を列挙する「ネガティブリスト」を併用するのが妥当ではないかとしてまとめたい。次に、「投票資格者について」では、住民投票を実施する際、年齢要件・国籍要件・市内在住要件について意見交換した。各論点で出た意見について併記するとともに、年齢要件の結論としては住民投票の対象とする事項については様々な意見があったが、最終的な結論には至らなかった。ただし、より多くの市民が政策決定に関わっていくという住民投票の意義を鑑み、年齢要件については十分に検討いただきたい。また、住民投票をきっかけに学校等で子どもたちが市政について意見交換するなどの取り組みをしたらどうか、という委員の意見があった。市政に関心を持つきっかけを幼少期から持つことは意義があることであるのでこうした取り組みについても検討いただきたい。国籍要件についても、最終的な結論には至らなかった。ただし年齢要件同様、住民投票の意義を鑑みながら外国人を投票資格者とするかどうかについては十分検討いただきたい。市内在住要件については、公職選挙法と同じく引き続き3ヶ月以上住所を有するものがよいという結論となった。次に、「発議について」では、発議資格については、市民、市長、議会の中で意見の対立があった際に民意を問う形で住民投票は行われるため、三者はそれぞれ発議権を有するべきであるという結論に至った。発議要件については、個別の意見を併記する。次に、「成立要件について」では、住民投票条例を制定している先行市の中には、投票数が一定程度に満たない場合、住民投票が成立しないとする例がある。住民投票条例を制定する際に、成立要件を設けるかどうかについて意見交換を行った。そこでの意見を併記する。「投票運動について」では、住民投票を実施する際の投票運動に

ついて制限を設けるか、制限を設けた場合に罰則規定を設けるかについて意見交換を行った。その結果として、自治推進委員会では、公平な投票を確保するためにも脅迫行為等、反社会的と見られる運動については一定の制限を設けた方が良いのではないかと、というのが大半の意見であった。「その他」では、情報提供についてと、実施区域について、それぞれ意見を併記する。最後に、「おわりに」で、自治推進委員会として、住民投票制度に関する意見の総括をまとめる。各論点について、結論が出ているものは結論を記し、そうでないものは出された意見を併記し、今後はこれらを参考として市において検討を重ねていただきたいということでまとめたいと思う。本日は、意見の抜けが無いかと第4章でのまとめの議論をお願いしたい。

委員長 まずは、枠組みはこれで良いかどうか考えたい。

副委員長 全体的な流れとしては良いと思うが、いきなり検討の経過から入るよりは、最初に一定の方向性、すなわち本委員会において住民投票制度を検討する意味と検討視点などを確認できるような構成が良い。

委員長 私の提案としては、「はじめに」を入れたい。自治推進委員会で多角的に検討・議論を重ねてきた結果、こういう結論に至ったので報告するというを最初に入れてほしい。その後に具体的な検討の経過を述べ、各論点についての意見を記す。それを踏まえて冒頭で述べたような結論になったという構成がわかりやすいと思うがどうか。ただ、あまり市民には読まれないのではないかと憂慮している。

事務局 構成について異論はないが、自治推進委員として報告書をまとめていただいた後、庁内での検討や市民も加わっての意見交換が入れば、自治推進委員会ではどのような議論がなされたのかが重要となり、報告書も多く読まれるはずである。

委員長 では、「はじめに」を入れて、5章立てにしたいと思う。それでは、個別に見ていきたい。第一章について、一つ確認したいが、市長からは諮問ではなく、検討事項として提案があったということによいか。他に、第一章について意見があれば伺いたい。

副委員長 第7回からの検討の経過については、表にするのか。

事務局 そうする予定で考えている。

委員長 では、第二章についての意見等を伺いたい。

委員 ここは重要なところなので、説得力のある表現でお願いしたい。

委員長 次に、第三章について意見を伺いたい。

委員 拘束力を持たせるという方向性で話が進んできた。我孫子市では尊重義務を課するというで拘束力を持たせるようだったと思うがどうだったか。

事務局 拘束型を設けている自治体は今のところない。我孫子市も尊重義務でとどめている。尊重義務を課するというのと、拘束型を持たせることは違う。

委員 拘束型にするということは、法的に困難だということか。

事務局 法を超えた条例の設置はできない。自治推進委員会としては、法に抵触することを理解した上で、結果に一定の拘束力を持たせることが必要であるという結論であったと理解している。

委員 最初から拘束型はできないということになるのか。

事務局 自治推進委員会では、技術論的な議論ではなく、常設型住民投票条例が多摩市にとって必要かどうかを議論いただき、率直に報告いただきたい。

委員 我孫子市は拘束型という認識であった。どのような経緯があったか知りたい。

事務局 引き続き調べてみたいと思うが、我孫子市でも二転三転しているはずである。多摩市として法制化する場合には、他市がしているから大丈夫ということは言えない。法務担当を通じて検討する必要がある。

委員長 法に抵触するからといって提訴されるかといったら必ずしもそうはならない。世論が変われば法も変わる。この時点での自己抑制は良くないのではと考える。

委員 私が言いたかったのは、「尊重する」と「尊重を課する」という表現は意味が違うのではないかということである。「尊重を課する」ということで拘束的な意味合いが出ると思った。

事務局 法律にはルールがあるため、「課する」とすることで法的意味を帯びる場合がある。ここではそれについての判断は出来ないため、この委員会では拘束型か諮問型かの方向性を出していただきたい。

委員長 5 ページの下の結論があいまいになっているように感じる。委員会として一定の方向性を示す必要があると考えるがどう思うか。

委員 18 歳にするか 20 歳にするかという議論をしたが、どちらかに方向性を定めるということか。

委員長 方向性として、望ましいものを出した方が良いと考える。

委員 選挙の手間を考えると 20 歳にした方が良いのではないか。

委員長 選挙の手間やコストを抜きにして考えたい。

委員 委員会では 18 歳か 20 歳かの二つの案が出てきたので、これ以降は事務局へ判断してもらってはどうか。

事務局 成文化していく中では、それぞれのメリット・デメリットを議論していただいた経過を記す。委員会が出た報告については、市長と事務局は尊重するという事で受け取る。最終的に判断するのも市長である。その後、議会もあり、市民の皆さんも入ってくるとなると、両論併記でも有効であると考え。住民としての責任や常識的な判断ができるのが 20 歳以上なのかの議論を、より広げていただいても良いのではと考える。

委員 母親として考えると、18 歳以上でも判断できると考える。

委員 判断能力は人それぞれだから、年齢で区切ることには出来ない。

委員 しかし、一様に区切れないからといって年齢制限を設けないわけにはいかない。ここでは、ある程度線引きをしなければならない。

委員長 この論点については、後日事務局へ各委員の意見を寄せていただきたい。次の第五章のまとめでは、各委員の意見をもとに私が執筆する。

委員 まとめでは、住民投票の意義や意味を市民へ訴えたい。策定過程の中で、多摩市独自の部分は入れられないだろうか。

副委員長 まとめとしては、本委員会としての一定の結論を示すとともに、住民投票制度の実効性を担保するという意味で、住民を巻き込んだ制定への検討と、制定した後の住民への PR などが重要であることも強調して書いていけば良いのではないだろうか。

委員長 今置かれている時代の背景を考える必要がある。今までは、自分たちが選んだ選挙公職者に任せていたが、今は、市民自らが主張していかなければならなくなった。そのような時代背景を織り込みながらまとめていく。その中で自治推進の先進市としての多摩

市を打ち出していくことができないだろうか。

事務局
委員長

重要な部分は自治推進委員会としての意見をぜひ積極的に出していただきたい。

たたき台を作成して、皆さんから意見をいただきながら、まとめていきたい。意見の提出期限はいつにするか。

事務局

9月上旬から報告書の素案を書き出し始めるため、8月中を目処としてご意見をいただきたい。しかし、それ以降受け付けないということではなく、次回の会議でも修正はあり得る。スケジュールとしては、9月は休みとして、その間は概ねメール等で意見をいただきながら素案を作成する。

委員長

では、私は、9月下旬までに「はじめに」と「終わりに」を作成する。今までの議論の中で付け加えて言いたいことがあればお願いしたい。

委員

自治基本条例の認知度の低さがある。市民の主体性を重視しているが、それだけでなく、市からの訴えかけがなければ市民は動かないのではないか。今回の住民投票条例の策定に当たっては、市民の関心をより高めることを意識した施策をお願いしたい。

事務局

委員からのご指摘は、自治基本条例を制定した時の根底の考えである。従来、市民は納税者であり、行政が公共的サービスを提供するという役割分担が行われてきたが、現在、様々な社会問題が起きている中では、市民と行政が一緒になってまちづくりを進めていく必要がある。その中で行政が求められているのは、様々な情報をいかに市民へ提供していくかである。私どももそのスタンスで取り組んでいくつもりである。

委員

広報やその他の方法によって、もっと情報提供をする必要があると感じている。知るきっかけを行政からいただいて、積極的な参加をしていきたい。

委員

身のまわりのことで精一杯で、多摩市全体を見る機会が少ない。行政の方からの積極的な訴えかけがないと市民は目を向けないのではないだろうか。

委員

住民自治の気運醸成を行うツールにするという話があったが、住民投票条例に特化して話しているため、果たしてコミュニティ自治の推進においてそれが優先第一かは疑問であり、まだ私自身の中で消化し切れていない。

副委員長

以前とは違い、行政側が住民の動きに敏感で、時には恐れているところがあり、それによって消極的であると感じる。ある意味では、行政が住民を恐れるというのは良いことでもある。今回、資料等で勉強しながら検討していく上で、知らないことも多く悩むこともあったが、一市民として多摩市の現状を知り、市民が、市に対して、地域に対して、行政に対してどういう思いを持っているのかを学ぶ良い機会になったと感じている。

委員長

私たちのまちをどうしたいかというまちづくりの視点と、それにはどうかかわっていくべきかが大切である。その中で重要な意見の争点があった場合、住民の意見がどっちなのかを聞く一つのツールとして住民投票条例があった方がいい。納税者として、一人の市民として自己決定していくことが重要である。また、人と人とのつながりが大切になっている時代だからこそ、自治推進委員会が一定の役割を果たしていかなければならないと感じた。

事務局

今後のスケジュールについて、9月は報告書をまとめる期間として、委員会はお休みとしたい。前回の要点記録については、事前にメールでお渡ししているが、追加で修正点等なければ確定し、公開の手続きに入る。修正がないということで、確定し公開する。次回の日程は、10月19日（金曜）で確定する。

委員長

それでは、これにて第 14 回自治推進委員会を閉会する。